

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年12月17日)

[件名]

- 1 平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会
報告書のとりまとめについて
(危機管理政策課) …別冊
- 2 人形峠環境技術センターに係る環境保全協定について
(原子力安全対策課) … 1
- 3 島根原子力発電所1号機廃止措置の実施状況等について(第4報)
(原子力安全対策課) … 7
- 4 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について
(第46報)
(原子力安全対策課) …別冊
- 5 平成31年消防出初式をはじめとする防災関連行事について
(消防防災課) … 8

危機管理局



人形峠環境技術センターに係る環境保全協定について

平成 30 年 12 月 17 日
原子力安全対策課
環境立県推進課

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）人形峠環境技術センターでは、今後、ウラン濃縮原型プラントの廃止措置やウランと環境研究プラットフォーム構想の本格実施が予定されていることから、鳥取県側として人形峠環境技術センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに良好な自然環境を確保することを目的として、県、三朝町及びJAEAの3者で環境保全協定を締結したいと考えています。

1 これまでの経緯

- 9月21日 県から環境保全を目的とする協定の締結を申入れ
- 9月27日 JAEAが環境保全協定を締結するため協議すると回答
- 11月8日 県から立地自治体（岡山県）と同等の協定の早期締結を申入れ
- 12月11日 JAEAから協定案の提示
三朝町がJAEA案に合意

2 環境保全協定（案）の主な内容等（協定案については、別添1、2参照）

(1) 概要

従来、昭和55年に当時の動燃人形峠事業所から鳥取県に出された文書に基づき、放射性物質の監視測定結果の提出、各年度の事業計画など平常時の定期報告、緊急時の通報のみ行われてきたが、今後は環境保全協定の締結により、これらに加えて施設の新増設計画の協議や現地確認などの対応等を明確な根拠に基づいて行うことができる。

(2) 主な内容

ア 新増設計画等への対応（（注）甲：鳥取県、乙：三朝町、丙：JAEA）

- | |
|---|
| <p>第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。</p> <p>2 甲及び乙は前項に関し、意見のあるときは、丙に対して意見を述べるができるものとする。</p> <p>3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。</p> |
|---|

イ 現地確認

- | |
|---|
| <p>第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。</p> <p>2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。</p> <p>3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べるができるものとする。</p> <p>4 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。</p> |
|---|

ウ その他

上記のほか、鳥取県及び三朝町が実施する地域の防災対策への積極的な協力、地域住民に損害を与えた場合の損害の補償などが盛り込まれている。

3 環境保全協定に関する三朝町の意見要旨

- ・このたびJAEAから提示のあった環境保全協定の案は、これまで信頼関係に基づき慣例により行われてきたセンターからのモニタリング結果、毎年度の事業計画及び新たな事業に関する報告、並びに施設の現地確認とそれらに対して意見が述べられることなどが明文化されたものと考えている。
- ・この協定という契約を結ぶことにより、将来センターで予定されている埋設実証試験等にも的確に対応でき、今後も三朝町民の安全と安心の確保を図ることができるものと考えており、この案で締結することに異議はない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺
環境保全等に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、丙の人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の事業に関し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（関係法令の遵守等）

- 第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の運営管理に当たっては、関係法令及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

（放射性物質の放出等）

- 第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、丙が別に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減について最善の努力をするものとする。

（自然環境の保全）

- 第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

（防災対策）

- 第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

（新增設計画）

- 第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。
- 2 甲及び乙は前項に関し、意見のあるときは、丙に対して意見を述べることができるものとする。
- 3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

（放射性物質等の監視体制の強化）

- 第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。
- 2 甲及び丙は、それぞれ別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。
- 3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。

- 4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲及び乙に提出するものとする。
- 5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

(測定結果の公表)

第7条 甲及び丙は、前条第2項の規定により実施した監視測定の結果を公表するものとする。

(平常時の報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

(通報)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びフッ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。
- (3) 放射性物質及びフッ素の輸送中に事故があったとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(現地確認等)

第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。

- 2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べるができるものとする。
- 4 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(苦情等の処理)

第11条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の補償)

第12条 丙は、丙の事業に起因して、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を補償するものとする。

(覚書の締結)

第13条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議の上、細目等に関し、覚書を締結するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、センター内の施設（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）適用施設を除く）を対象とする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2
三朝町
三朝町長 松浦弘幸

丙 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺
環境保全等に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、平成 年 月 日に締結した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「協定」という。）第 13 条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（新增設計画の範囲）

第 1 条 協定第 5 条に規定する「施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）に基づく許認可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するものとし、軽易なものを除くものとする。

（測定計画及びその結果の提出等）

第 2 条 協定第 6 条第 2 項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が年度開始前までに定めるものとする。

2 協定第 6 条第 4 項の規定に基づき丙が甲及び乙に対してする測定結果の提出は、四半期毎の測定結果について、当該四半期終了後 1 月以内にするものとする。

3 協定第 6 条第 5 項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

（報告）

第 3 条 協定第 8 条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数、次のとおりとする。

(1) 各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。

(2) 施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後 1 月以内に行うものとする。

（通報）

第 4 条 協定第 9 条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うものとし、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行うものとする。

2 協定第 9 条第 1 項第 2 号に規定する「故障」は、軽易なものを除くものとする。

（現地確認等）

第 5 条 協定第 10 条の規定に基づき丙の施設に現地確認する者は、あらかじめ身分及び要件を明らかにするとともに、現地確認に際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものとする。

（協議）

第 6 条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは、解釈に疑義が生

じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 三朝町
三朝町長 松 浦 弘 幸

丙 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児 玉 敏 雄

島根原子力発電所 1号機廃止措置の実施状況等について(第4報)

平成30年12月17日

原子力安全対策課

中国電力は平成29年7月28日に島根原子力発電所1号機の廃止措置作業に着手し、現在、解体工事準備期間(廃止措置の第1段階)として、解体工事に向けた汚染状況の調査、汚染の除去、新燃料の搬出及び放射線管理区域外の設備の解体撤去が行われています。

12月3日から初めての設備・機器の解体撤去作業(まず管理区域外)が始まったことから、職員を派遣して作業を確認しました。

廃止措置の第1段階(H29.7.28~H34.3.31)の作業進捗状況

項目	主な作業	期間
燃料搬出及び譲渡し	・新燃料の除染、搬出	H30.9.7に新燃料の搬出完了
汚染状況の調査	・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価	H29.8.9~実施中 (H34.3.31まで)
	・管理区域内建物、機器の表面汚染調査及び評価	H29.7.28~実施中 (H34.3.31まで)
汚染の除去	・除染範囲選定及び方法の検討	H29.8.28~実施中
管理区域外の設備・機器の解体撤去	・解体機器選定及び方法の検討	H29.8.9~実施中
	・管理区域外設備解体撤去工事	H30.12.3~実施中

《解体撤去作業の確認》

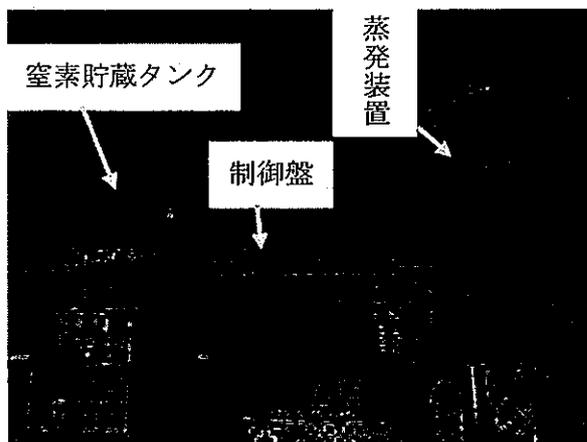
1 日時 12月7日(金)午後1時20分から午後3時00分まで

2 解体設備(窒素ガス制御系)

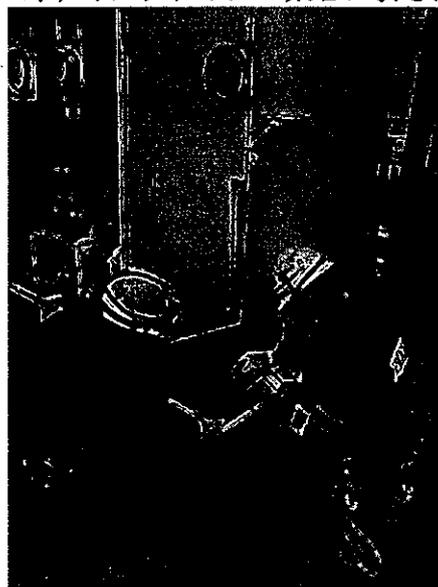
- ・格納容器内での水素と酸素による爆発を防ぐために、あらかじめ、格納容器内の空気を窒素に置換する設備。
- ・制御盤、液体窒素貯蔵タンク、蒸発装置、配管等で構成され、設備全体の大きさは(横)約7m×(奥行)約6m×(高さ)約5m。

3 確認した内容

- ・設備は管理区域外にあり、放射性物質で汚染されていない。窒素は既に抜き取り済み。
- ・3名の作業員が、窒素供給配管(約3cm)を電動のこぎりで切断。今後、タンク等の大物の解体に取り組む。解体後は、金属くずとして、すぐにリサイクル業者に引き渡す。
- ・解体作業は12月中に完了予定。
- ・次に解体する設備を現在検討中。



解体設備(窒素ガス制御系)



切断作業(窒素貯蔵タンク下部の配管)

平成31年消防出初式をはじめとする防災関連行事について

平成30年12月17日
消 防 防 災 課

1月始めには各消防機関が消防出初式を行うほか、1月17日は「防災とボランティアの日」、1月26日は「文化財防火デー」、3月1日から7日までは「春の全国火災予防運動」とされており、県内でも防災関連行事が以下のとおり実施されます。

行事名	日時・場所・内容	問い合わせ先 (電話番号)
消防出初式	日時：1月5日（土）午前10時～11時10分 場所：東巖城町市民スポーツ広場（倉吉市） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	鳥取中部ふるさと広域連合消防局総務課 (電話0858-29-5120)
	日時：1月6日（日）午前10時～正午 場所：米子市文化ホール、米子港埠頭（米子市） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	米子市防災安全課 (電話0859-23-5338) 鳥取県西部広域行政管理組合消防局総務課
	日時：1月6日（日）午前10時～11時30分 場所：東巖城町市民スポーツ広場（倉吉市） 内容：式典、機械点検及び一斉放水を実施。	倉吉市防災安全課 (電話0858-22-8162)
	日時：1月6日（日）午前10時～11時50分 場所：境港商工会議所大会議室、大正町内港埠頭（境港市） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	境港市自治防災課 (電話0859-47-1071)
	日時：1月6日（日）午前9時30分～11時00分 場所：湯梨浜町中央公民館（湯梨浜町） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	湯梨浜町総務課 (電話0858-35-3111)
	日時：1月6日（日）午前10時～正午 場所：琴浦町東伯勤労者体育センター（琴浦町） 内容：式典、分列行進、機械点検及び一斉放水を実施。	琴浦町総務課 (電話0858-52-1700)
	日時：1月6日（日）午前9時30分～11時30分 場所：運転免許試験場跡地（北栄町） 内容：式典及び一斉放水を実施。	北栄町総務課 (電話0858-37-3111)
	日時：1月6日（日）午前10時～11時30分 場所：役場玄関前（日吉津村） 内容：式典、機械点検及び一斉放水を実施。	日吉津村総務課 (電話0859-27-5950)
	日時：1月6日（日）午前10時～11時50分 場所：名和総合運動公園駐車場及び名和川（大山町） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	大山町総務課 (電話0859-54-5201)
	日時：1月6日（日）午前10時～正午 場所：南部町農業者トレーニングセンター（南部町） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	南部町総務課 (電話0859-66-3112)
	日時：1月6日（日）午前10時～正午 場所：鬼の館及び日野川（伯耆町） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	伯耆町総務課 (電話0859-68-3111)
	日時：1月6日（日）午前10時～11時30分 場所：江府町山村開発センター（江府町） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	江府町総務課 (電話0859-75-2211)
	日時：1月12日（土）午前9時30分～11時50分 場所：日南町総合文化センター（日南町） 内容：式典、一斉放水及びパレードを実施。	日南町総務課 (電話0859-82-1111)
	日時：1月13日（日）午前9時～11時40分 場所：鳥取市立北中学校、久松公園、鳥取城跡擬宝珠橋（鳥取市） 内容：式典、分列行進、一斉放水、古式ポンプ操作、まとい演技及びはしご登りを実施。	鳥取市危機管理課 (電話0857-20-3127) 鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防総務課 (電話0857-23-2433)

行事名	日時・場所・内容	問合わせ先 (電話番号)
消防出初式	日時：1月13日（日）午前10時～11時30分 場所：船岡地区公民館（八頭町） 内容：式典及び一斉放水を実施。	八頭町総務課防災室 (電話0858-76-0203)
	日時：3月10日（日）午前9時30分～正午 場所：岩美町民体育館（岩美町） 内容：式典、分列行進、機械点検、一斉放水及び規律訓練を実施。	岩美町総務課 (電話0857-73-1411)
	日時：4月7日（日）午前8時～正午 場所：智頭小学校、旧山形小学校、旧那岐小学校、旧土師小学校、旧富沢小学校、旧山郷小学校（智頭町） 内容：式典、分列行進、機械点検、一斉放水及び操法を実施。	智頭町総務課 (電話0858-75-4111)
	日時：4月7日（日）午前10時～11時30分 場所：黒坂小学校（日野町） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。該当者があれば、任命式、退任式、新入団員辞令交付式を実施。	日野町総務課 (電話0859-72-0331)
	日時：4月14日（日）午前10時～11時30分 場所：わかさふれあい広場（若桜町） 内容：式典、分列行進、機械点検、一斉放水及びパレードを実施。	若桜町総務課 (電話0858-82-2211)
訓練指導（倉吉北高等学校）	日時：1月16日（水）午後2時35分～午後3時25分 場所：倉吉北高等学校（倉吉市） 内容：避難、消火、起震車体験を実施。	倉吉消防署 (電話0858-26-2122)
平成30年度災害時応援協定事業者への支援要請訓練	日時：1月17日（木）午前11時～ 場所：県庁災害対策室（鳥取市）ほか 内容：県と県内協定締結業者の対応能力を向上させるため、災害発生を想定した支援要請訓練を実施。	鳥取県危機管理政策課 (電話0857-26-7894)
神戸 希望の灯り	日時：1月17日（木）午前8時30分～1月24日午後5時 場所：鳥取県福祉人材センター（鳥取市） 内容：阪神淡路大震災に関連するシンボルを展示し、意識啓発を図る	鳥取県社会福祉協議会福祉人材部 (電話0857-59-6336)
土曜授業（上灘小学校）	日時：1月19日（土）午前9時～11時 場所：上灘小学校（倉吉市） 内容：児童を対象とした防災教育を実施。	倉吉消防署 (電話0858-26-2122)
文化財防火デー (1月26日)	日時：1月26日（土）午前9時30分～11時 場所：橋津藩倉（湯梨浜町） 内容：自主防災組織、町消防団、湯梨浜消防署合同の消防訓練を実施。	湯梨浜町総務課 (電話0858-35-3111)
	日時：1月27日（日）午前9時～正午 場所：北栄町東高尾地内 内容：町消防団による文化財施設を対象とした消火訓練。	北栄町総務課 (電話0858-37-5862)
	日時：1月27日（日）午前9時～9時30分 場所：不動院岩屋堂（若桜町） 内容：貴重な文化財を火災等の災害から守るため、消防団、自警団が消防署と協力し訓練を実施。	若桜町総務課 (電話0858-82-2211)
平成30年度地域防災リーダーズスキルアップ研修	日時：1月27日（日）午前10時～11時 場所：矢部家住宅（八頭町） 内容：文化財を火災から守るため、消防署、消防団、自警団による合同消火演習を実施。	八頭町総務課防災室 (電話0858-76-0203)
	日時：1月26日（土）午前9時30分～午後5時5分 場所：鳥取県立倉吉未来中心（倉吉市） 内容：講義（「地域防災リーダーの役割」、「避難所の設営・運営」）及び避難所運営訓練ゲーム（HUG）を実施。	鳥取県消防防災課 (電話0857-26-7082)
	日時：2月2日（土）午前9時30分～午後5時5分 場所：鳥取市人権交流プラザ（鳥取市） 内容：講義（「地域防災リーダーの役割」、「避難所の設営・運営」）及び避難所運営訓練ゲーム（HUG）を実施。	鳥取県消防防災課 (電話0857-26-7082)

行事名	日時・場所・内容	問い合わせ先 (電話番号)
鳥取県消防関係表彰式・鳥取県消防大会	日時：2月8日（金）午前11時～ 場所：米子コンベンションセンター 内容：消防関係者、関係団体の表彰及び消防関係者を対象とする研修	鳥取県消防防災課 (電話0857-26-7065)
赤十字防災ボランティア・リーダー研修会	日時：2月中のいずれか1日 時間未定 場所：中部会場 内容：赤十字防災ボランティア・リーダーに対し、今年度の災害の振り返りや、防災ボランティアの体制の整備、救護資機材の取り扱いの習得を実施。	日本赤十字社鳥取県支部 (電話0857-22-4466)
企画展示「東日本大震災・鳥取県中部地震・西日本豪雨災害など～被災地の今～」	日時：1月7日（月）～3月31日（日） 場所：鳥取県西部地震展示交流センター内（日野町） 内容：各被災地の被災当時の写真と、現在に至るまでの支援活動の紹介、写真・広報誌・新聞記事等の展示。	鳥取県西部地震展示交流センター (電話0859-72-2220)
春の全国火災予防運動 (3月1日～7日)	日時：3月3日（日）午前8時30分～正午 場所：八頭町八東地域（八頭町） 内容：消防車による防火広報及び消防署、消防団、自警団による合同消火演習を実施。	八頭町総務課防災室 (電話0858-76-0203)
	日時：3月3日（日）午前9時～11時30分 場所：若桜町全域 内容：全分団車両が若桜宿内を広報パレードの後、担当地域に分かれて広報を実施しながら各地域の自警団ポンプ点検に立会い整備状況の確認を実施。	若桜町総務課 (電話0858-82-2211)